

業務のご案内

融資業務.....69

資金の特徴 / 対象業種と対象規模 /
ご利用手続きの概要 / 特別貸付 / 一般貸付 /
担保特例制度、保証人特例制度 / 挑戦支援資本強化特例制度 /
5年経過ごと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度 /
貸付債権・社債の証券化(自己型)

証券化支援業務.....75

証券化支援業務の特徴 / 買取型(キャッシュ方式) /
買取型(シンセティック方式) / 保証型 /
売掛金債権証券化等

信用保険業務.....77

信用保険業務の特徴 / 中小企業信用保険 /
信用保証協会に対する貸付 /
破綻金融機関等関連特別保険等業務 /
機械保険経過業務

融資業務

高度化する時代の要請に“多様な融資”で対応しています。

資金の特徴

- ◇最長20年の長期でご利用いただけます。
- ◇固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ◇国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- ◇ベンチャー支援を目的に、一定の要件の下で、新株予約権の取得による資金供給を行っています。
- ◇一定の要件の下で、証券化を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金供給を行っています。
- ◇直接貸付において、一定の要件の下で、大部分の特別貸付で無担保特例、または担保不足特例をご利用いただけます。
- ◇すべての直接貸付において、一定の要件の下で、経営責任者のかたの個人保証を不要とする特例をご利用いただけます。また、平成19年4月から、直接貸付のうち新企業育成貸付において、一定の要件の下で、経営責任者のかたの保証債務の発生が猶予される特例をご利用いただけるようになりました。

対象業種と対象規模

中小公庫をご利用いただけるかたは、以下のとおりです(※の業種を除く)。

対象業種	対象規模 ^(注1)
製造業 ^(注2) 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業 ^(注3)	資本金5千万円以下または従業員100人以下

(注1) 資本金または従業員のいずれか(個人事業者のかたは従業員)が該当すれば、ご利用いただけます。

(注2) 製造業のうち、ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下です。

(注3) サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下です。

※次の業種のかたは中小公庫の融資などの対象にはなりません(詳しくは窓口でご確認ください)。

- 農業
- 林業
- 漁業
- 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)
- 不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業
- 医療・福祉(保健衛生を除く)
- 非営利団体
- 一部の風俗営業
- 公序良俗に反するもの
- 投機的なもの など

ご利用手続きの概要

中小公庫の融資などには、公庫の営業部に直接お申込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申込みいただく「代理貸付」があります。

■ 直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など 経営課題解決のためのコンサルティングも行って一切の手続きを全国61の中小公庫の営業部店で取り扱います。

お申込みの方法と手順（直接貸付）

ご相談

中小公庫本・支店の窓口にご相談ください。

「会社案内」、「決算書」などのお手持ちの資料をご持参いただければ、より具体的なお相談が可能となります。

お申込み

ご融資の検討に必要な資料のご提出をお願いします。

願うする主な資料は次のとおりです。

- | | | |
|------------------|---------------|----------------------------|
| ・会社案内、製品パンフレット | ・納税証明書 | ・設備資金の場合は、見積書など計画の概要がわかる資料 |
| ・法人の登記事項証明書 | ・最近の試算表、資金繰り表 | ・登記事項証明書など担保の内容がわかる資料 |
| ・最近3期分の決算書、税務申告書 | | |

(注) 必要に応じ、補足資料をお願いします。

審査

ご融資の検討を行います。

事業や計画の内容の理解を深めるため、お客様の会社や工場などに中小公庫職員がお伺いします。

ご融資

ご融資が決定しましたら、貸付契約を締結し、抵当権設定などの手続きが完了した後、ご送金します。

ご返済

お客様の取引金融機関口座から、自動振替でご返済いただきます。

設備資金の場合は、工事業者などへのお支払いを確認させていただくとともに、現地確認等を行います。

■ 代理貸付

中小公庫の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その本

支店を通じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約などの手続きは代理店が行います。

(注) 代理店数は、510代理店（平成20年3月31日現在）です。

特別貸付

中小公庫は、国の政策を金融面から円滑に実現する観点から設けられた特別貸付を積極的に推進しています。

中小公庫では、経済や社会環境の推移によるニーズの変化などに応えるため、随時、特別貸付の創設、改廃などの見直しを実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業の皆様のため、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」、一旦事業に失敗した起業家の再チャレンジを支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)」、経営革新、新連携及び地域資源の活用への取

組みを支援する「新事業活動促進資金」、ものづくり基盤技術の高度化等への取組みを支援する「企業活力強化資金」などを創設しています。

また、中小企業の皆様のセーフティネットとしての役割を果たすため「セーフティネット貸付」を創設しているほか、事業再生及び事業承継に取り組む中小企業の皆様に支援する「企業再生貸付」を創設するなど、中小企業の皆様が経済・金融環境の急激な変化に円滑に適応できるよう、特別貸付に積極的に取り組んでいます。

■ 主な制度

新企業育成貸付

資金名	ご利用いただけるかた(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 ^(注)	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内のかた	6億円	〈固定金利型〉 (設備) 15年 (運転) 7年 〈成功払い型〉 7年
再チャレンジ支援融資 ^(注) (再挑戦支援資金)	廃業歴等を有する法人等であって新たに事業を開始するかた又は開業後5年以内のかた	7億2千万円	〈固定金利型〉 (設備) 15年 (運転) 7年 〈成功払い型〉 7年
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認、「異分野連携新事業分野開拓計画」又は「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けたかたなど	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただけるかた(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
企業活力強化資金	卸売業、小売業、サービス業、倉庫業、道路貨物運送業等で特定の設備投資を行うかた及びものづくり基盤技術の高度化を図るかたなど	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年
IT活用促進資金	IT(情報技術)の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行うかた	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
海外展開資金	特定の業種に属し、海外で事業を開始し、または拡大するかた	別枠 2億5千万円	(設備) 15年
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うかた及び「企業立地計画」の承認を受けたかたなど	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 7年

環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただけるかた(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
環境・エネルギー対策資金	省エネルギー設備、特定の産業公害防止施設等を設置するかたなど	7億2千万円	(設備) 15年 (運転) 7年

セーフティネット貸付

資金名	ご利用いただけるかた(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
経営環境変化対応資金 ^(注)	一時的に売上が減少、利益が悪化しているかたなど	4億8千万円	(設備) 15年 (運転) 7年
金融環境変化対応資金 ^(注)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化しているかた	別枠 2億円	(運転) 7年
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしているかた	別枠 1億5千万円	(運転) 7年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

企業再生貸付

資金名	ご利用いただけるかた(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
事業再生支援資金 ^(注)	民事再生法の再生手続開始の申立てを行って認可決定前のかた	7億2千万円	1年
	民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けたかたなど		(設備) 10年 (運転) 5年
企業再建・事業承継支援資金 ^(注)	企業再建計画に従って企業の再建を図るかた	7億2千万円	(設備) 20年 (運転) 10年
	倒産した企業等から事業を承継するかた及び株主等から自己株式の取得等を行うかたなど		(設備) 15年 (運転) 7年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

◇上記のほか、次の特別貸付制度があります。

- ・新企業育成貸付(女性、若者/シニア起業家支援資金)
- ・環境・エネルギー対策貸付(社会環境対応施設整備資金)
- ・災害復旧貸付

具体的な適用要件や特別利率等、詳細は営業窓口にお問い合わせください。

一般貸付^{**}

一般貸付は、中小企業の皆様の様々な事業のための資金需要に幅広く応える制度です。

生産能力アップや合理化等のための設備投資に対

応する「設備資金」と「長期運転資金」を対象とし、事業に必要な資金を固定金利で提供しています。

	直接貸付	代理貸付
資金用途	設備資金・長期運転資金	同 左
融資限度額	4億8千万円(うち運転2億4千万円) ^(注1)	設備・運転あわせて1億2千万円
融資利率	基準利率	同 左
融資期間 (うち据置期間) ^(注2)	設備：原則10年以内(原則1年以内) 運転：原則5年以内(1年以内)	設備：原則7年以内(原則1年以内) 運転：原則5年以内(6ヵ月以内)
返済方法	据置後、原則として元金均等割賦返済	同 左
担保	●ご融資額相当の担保が必要です。 ●担保の種類、順位はご相談のうえ決めさせていただきます。	代理店の窓口でご相談ください。 ◆ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です。
保証人	●法人：社長など経営責任者のかた ●個人事業者：経営に協力しているかたなど ※一定の要件を満たす場合に、経営責任者のかたの個人保証を免除する特例があります。	

(注1) 不動産賃貸業(特定のものの)、水運業、倉庫業、旅館業(特定のものの)、簡易ガス事業のかた及び一定の要件を満たす工場移転資金・土地高度化利用資金・立体駐車場整備資金については融資限度額が7億2千万円となります。

(注2) 特に必要な場合、設備資金は15年、運転資金は7年までの融資期間でご利用いただけます。また、直接貸付において、不動産賃貸業(特定のものの)、水運業、倉庫業、ガス業、旅館業(店舗の新設)のかたについては、最長20年まで〔旅館業(店舗の新設以外)のかたについては、最長18年まで〕の融資期間でご利用いただけます。

※(株)日本政策金融公庫へ移行する平成20年10月1日以降、一般貸付の新たなお取扱いができなくなります。

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資に取り組んでいます。

担保特例制度、保証人特例制度

■ 担保特例

中小公庫では、大部分の特別貸付において「無担保特例」を導入しています。に担保徴求を免除する特例をご利用いただけるよう、「担保不足特例」を拡充しています。

また、ほとんどの特別貸付で貸付額の75%を限度

	無担保特例	担保不足特例
ご利用いただけるかた	直接貸付において、特別貸付(一部を除く。)を利用されるかたで、財務状況等からみて信用リスクが比較的小さいと認められるかた(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)	直接貸付において、特別貸付(一部を除く。)を利用されるかた(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)
特例の内容	(利用限度)1社あたり最大8千万円 (利率)融資期間と信用リスクに応じて、所定の利率が上乘せされます。 (融資期間)最長5年	(利用限度)特別貸付の各制度ごとに、融資金額の75%(最大1億2千万円)まで (利率)担保不足特例の適用部分について、融資期間と信用リスクに応じて、所定の利率が上乘せされます。 (融資期間)各特別貸付に定められている融資期間
特記事項	◆中小公庫が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただけます。 ◆中小公庫のコンサルティングを受け、適切な事業計画等を提出していただくことがあります。	—

(注) 平成20年8月以降、新しい貸付金利体系に基づく制度に移行し、信用リスク等に応じた金利設定を行うことにより、「不動産担保に過度に依存しない融資」を推進していきます。

■ 保証人特例

中小公庫では、すべての直接貸付において、経営責任者のかたの個人保証を不要とする「保証人免除特例」をご利用いただけるよう制度を拡充しています。別貸付において、経営責任者のかたの個人保証を猶予する「保証人猶予特例」をご利用いただけるよう拡充しています。

また、平成20年度から、直接貸付のうちすべての特

	保証人免除特例	保証人猶予特例
ご利用いただけるかた	直接貸付を利用されるかた(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)	直接貸付を利用されるかたで、特別貸付を利用されるかた(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)
特例の内容	(保証人免除)融資にあたり、経営責任者のかたの個人保証が免除されます。 (利率)保証人免除を受けた融資については、0.3%が上乘せされます。	(保証人猶予)融資にあたり、(定期的な経営状況の報告等一定の特約を遵守することを条件に)経営責任者のかたの個人保証が猶予されます。 (利率)保証人猶予を受けた融資については、0.1%が上乘せされます。
特記事項	◆中小公庫が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただけます。	◆中小公庫が適切と認める特約を締結していただけます。

挑戦支援資本強化特例制度

中小公庫では平成20年度から、新規事業や経営改善に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、資本性資金(劣後ローン)を供給する「挑戦支援資本強化特例制度」を導入しました。

ご利用いただけるか	直接貸付において、新企業育成貸付または企業再生貸付(一部の制度を除く。)を利用されるかたで、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組むかた(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小公庫の審査が必要になります。)	
特例の内容	利用限度	1社あたり 2億円
	利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.30%、0.40%の3区分の利率が適用されます。
	融資期間	15年(期限一括償還)
	担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。 ◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く。)に劣後します。 	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 ◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。 	

5年経過ごと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度

◆ 5年経過ごと金利見直し制度

最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。当制度は特別貸付、一般貸付いずれにおいてもご利用いただけます。

◆ 期限前弁済手数料制度

期限前にお客様の都合で借入金の全部または一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただけます。当制度は特別貸付、一般貸付いずれにおいても適用されます。

(注) 中小公庫の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の返済はできません。

貸付債権・社債の証券化(自己型)

中小公庫では、平成16年7月から、CLO(ローン担保証券：貸付債権を裏付けとする資産担保証券)、CBO(債券担保証券：社債を裏付けとする資産担保証券)の発行を前提とした無担保での貸付・社債の引受

けによる資金供給を行っています。

貸付債権・社債の証券化制度による貸付、社債の引受けは、募集型となります。募集期間、融資条件等については、募集案件ごとに定められます。

資金用途	設備資金・長期運転資金
担保	無担保
融資条件	1社当たり融資金額、融資利率、融資期間、返済方法等は募集案件ごとに定められています。

証券化支援業務

証券化の手法を活用し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

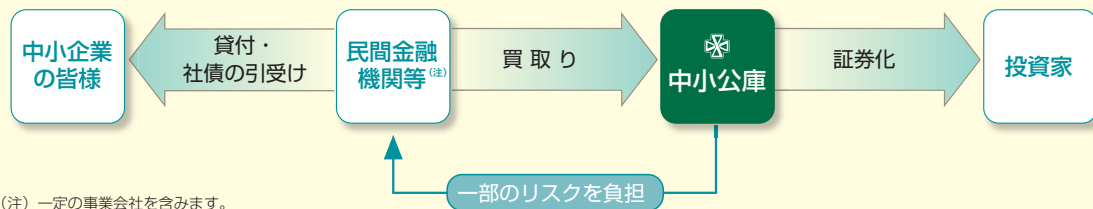
- ◇証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給、中小企業の皆様の資金調達手段の多様化を支援しています。
- ◇中小公庫が信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。
- ◇業務の着実な実施により、証券化市場の育成・発展に貢献しています。

買取型(キャッシュ方式)

買取型(キャッシュ方式)は、証券化を前提とした中小企業の皆様への新規の無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から中小公庫が一括して買い取ること

で、分散効果や規模のメリットによるリスクの低減を図り、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業向け貸付債権等の証券化を促進するものです。

証券化支援業務【買取型(キャッシュ方式)】の仕組み



■ 買取型の特徴・中小公庫の役割

- 1 資金の出し手である民間金融機関等と共同してリスクを負担します。
- 2 貸付債権等の買取審査において信用リスクの標準化機能を果たします。
- 3 中小公庫が証券化の主体を担うことで、証券化に伴う民間金融機関等の事務負担を不要とします。
- 4 上記1から3により、民間金融機関等が参加しやすい仕組みを実現し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を促進します。

買取型(シンセティック方式)

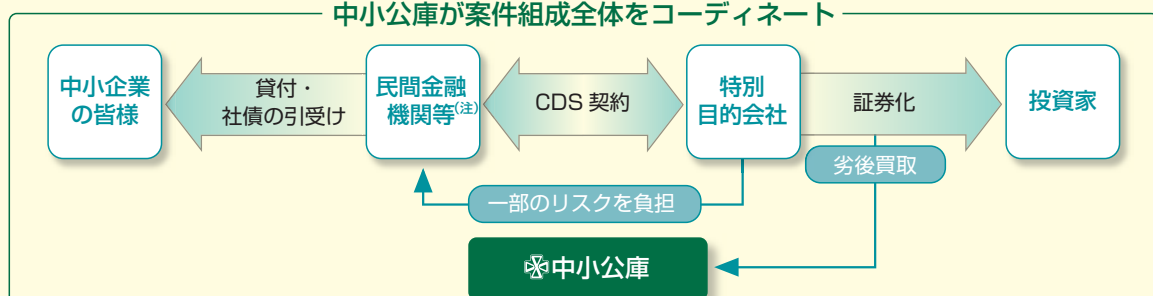
買取型(キャッシュ方式)は、民間金融機関が中小公庫に貸付債権等を譲渡する必要がありますが、貸付債権等を保有したまま信用リスクを移転したいという民間金融機関のニーズが強まってきたことから、中小公庫では、CDS契約^(注)という先進的な金融手法を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転する「買取型(シン

セティック方式)」を平成18年度より導入しました。シンセティック方式もキャッシュ方式と同じく、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業向け貸付債権等の証券化を促進するものです。

(注) CDS契約とは、クレジットデフォルトスワップ契約の略。民間金融機関等は、実行した無担保貸付債権等の債権プールの信用リスクに応じたプレミアムを特別目的会社(SPC)に支払う一方、デフォルト金額が一定額(免責)を超過した場合にSPCから損害の補填を受けます。

証券化支援業務【買取型(シンセティック方式)】の仕組み

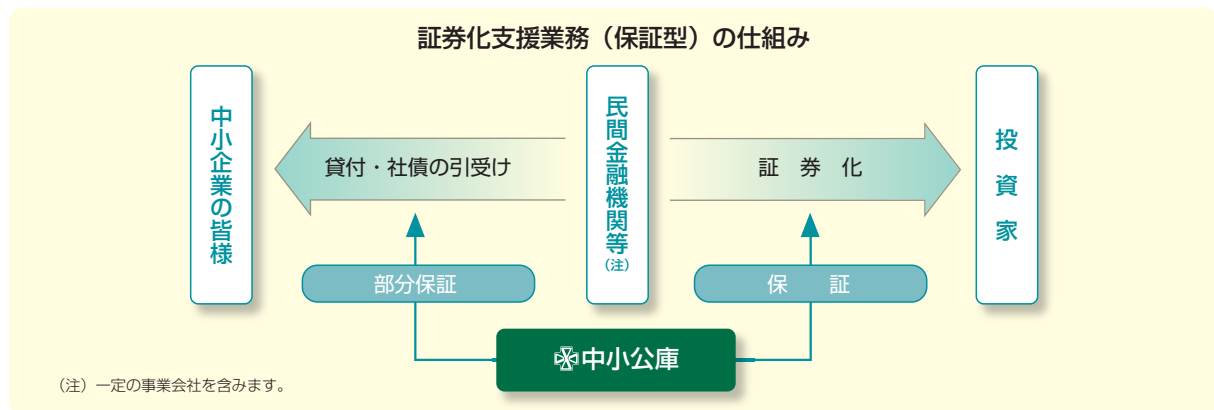
中小公庫が案件組成全体をコーディネート



保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による中小企業の皆様への新規の無担保貸付債権等に対して、中小公庫が部分保証(上限7割)を行うとともに、

証券化商品の保証を行うことで、民間金融機関等のリスクを軽減し、民間金融機関等が自ら行う中小企業向け貸付債権等の証券化を支援・促進するものです。



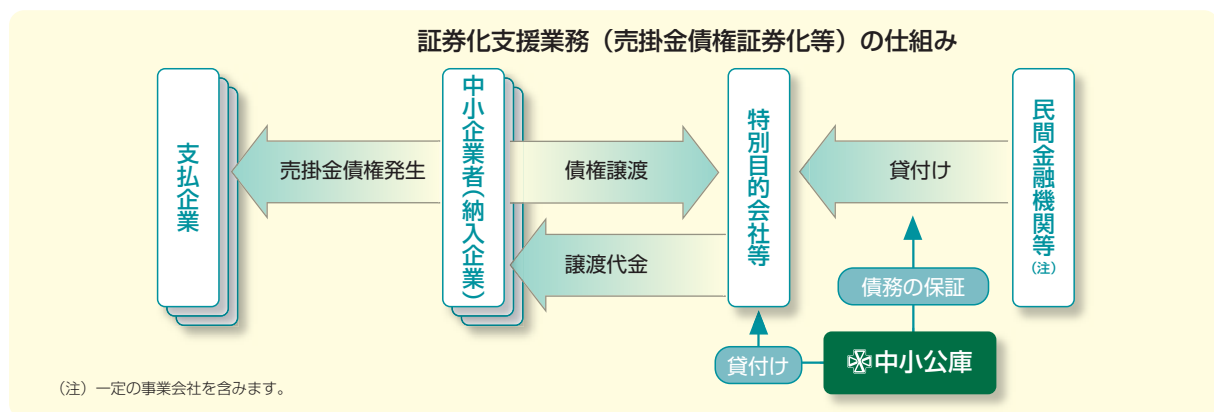
■ 保証型の特徴・中小公庫の役割

- 1 全国統一の基準で貸付債権等の保証審査を行います。
- 2 民間金融機関等による無担保貸付債権等に対して部分保証(上限7割)を行います。
- 3 上記1、2により、民間金融機関等の証券化を支援し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を促進します。

売掛金債権証券化等

売掛金債権証券化等は、納入企業、参加金融機関、公庫の間で応分にリスク分担をしながら、中小企業者

(納入企業)の資金調達手段の多様化を支援・促進するものです。



■ 売掛金債権証券化等の特徴・中小公庫の役割

- 1 特定の個社に偏らない、さまざまな支払企業に対する売掛金債権を、証券化等の手法を使って多数の納入企業が早期現金化することを支援するものです。
- 2 民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対して中小公庫が保証を付すことや中小公庫自らが特別目的会社向けの貸付けを行うこと等により、民間金融機関等が行う中小企業者(納入企業)の売掛金債権証券化等を支援・促進するものです。

*本業務は中小企業金融公庫法の改正を受け、平成20年8月1日より業務開始。

信用保険業務

信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業の皆様の資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- ◇政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- ◇経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を図っています。
- ◇急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。

中小企業信用保険

保険の引受け

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、中小公庫は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

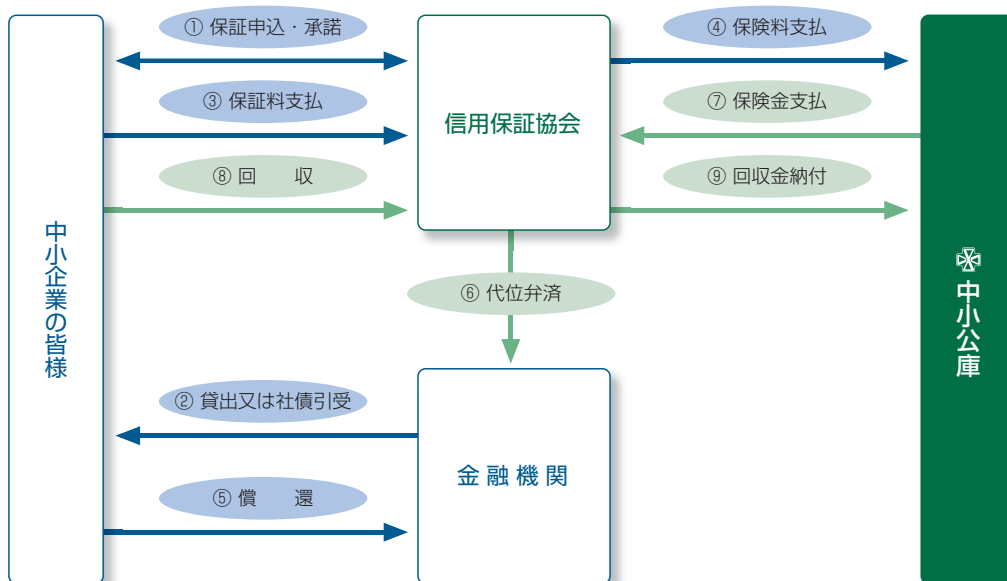
保険金の支払

中小企業の皆様が金融機関に借入金の返済または社債の償還ができなくなったときは、信用保証協会は中小企業の皆様に代わって金融機関に弁済(代位弁済)します。この弁済を保険事故として、中小公庫は信用保証協会に対して保険金(代位弁済額の70%、80%または90%)を支払います。

回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があったときは、受領した保険金の割合に応じた金額を中小公庫に納付します。

信用補完制度の流れ



(注) ①～⑤は、保証申込から償還までの流れを示しています。⑥～⑨は、事故が発生した場合における代位弁済以降の流れを示しています。

■ 一般関係保険

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料(年)
普通保険	中小企業者 ^(注1)	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.15%~ 1.59% ^(注5)
無担保保険	中小企業者	事業資金(無担保)	8,000万円	80%	0.15%~ 1.59% ^(注5)
特別小口保険	小規模企業者 ^(注2)	事業資金(無担保・無保証)	1,250万円	80%	0.40%
流動資産担保保険	中小企業者	事業資金(流動資産のみ担保)	2億円	80%	0.46%
公害防止保険	中小企業者	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.87%
エネルギー対策保険	中小企業者	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
海外投資関係保険	中小企業者	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
新事業開拓保険	中小企業者	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
事業再生保険	再生中小企業者 ^(注3)	事業再生資金	2億円	80%	1.59%
特定社債保険	中小企業者 ^(注4)	事業資金	4億5,000万円	80%	0.15%~ 1.59% ^(注5)

(注1) 資本金3億円(小売業・サービス業・5,000万円、卸売業1億円)以下の会社、従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社及び個人、中小企業協同組合等であって特定事業を行うものをいいます(特別小口保険・特定社債保険を除く)。

(注2) 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人、事業協同小組合であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。

(注3) 普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの。

(注4) 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下または従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。

(注5) 中小企業の皆様の財務内容その他の経営状況に応じた9区分の料率となっています。

■ 特例措置

特例措置とは、特定の政策目的を推進するために設けられているもので、一般の保険に比べ保険条件が優遇されています。

平成20年7月31日現在、31種類の特例措置が設

けられており、これらの特例措置をタイムリーに実施することにより、中小企業の皆様の緊急の資金調達を支援しています。

- 災害関係
- 経営安定関連
- 労働力確保関連
- 中小小売商業関連
- 商店街整備等支援関連
- 伝統的工芸品支援関連
- 地域伝統芸能等関連
- 特定事業活動等関連
- エネルギー使用合理化事業活動関連
- 小規模事業者支援関連
- 中心市街地商業等活性化関連
- 中心市街地商業等活性化支援関連
- 創業等関連
- 経営革新関連
- 異分野連携新事業分野開拓関連
- 経営基盤強化関連
- 特定新技術事業活動関連
- 地域新事業創出関連
- 創業関連
- 特定信用状関連
- 経営資源活用関連
- 特定中小企業再生支援関連
- 事業再生円滑化関連
- 周辺地域整備関連
- 下請振興関連
- 流通業務総合効率化関連
- 特定研究開発等関連
- 地域産業集積関連
- 地域産業資源活用事業関連
- 農商工等連携事業関連
- 農商工等連携支援関連

(注) 新事業創出促進法は、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」(平成17年法律第30号)により廃止されましたが、地域新事業創出関連保証に係る特例については平成23年3月31日までの間、なお効力を有します。

信用保証協会に対する貸付

中小公庫は、信用保証協会に対する貸付を行っており、信用保証協会が中小公庫からの借入金を地方公共団体からの借入金などとともに金融機関に預託する

ことにより、金融機関による中小企業の皆様に対する信用保証付き貸出の促進などが図られています。

区分	貸付期間	貸付利率	償還方法	備考
長期資金貸付	普通長期資金貸付 2年以内 ただし、中小公庫が必要と認めるときは、2年を超え3年以内	預入期間2年の預入金額3百万円未満の定期預金の利率と預入金額3百万円以上1千万円未満の定期預金の利率との平均利率の2分の1に相当する利率	期限一括弁済	信用保証協会の保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金
	特別長期資金貸付 1年以内 ただし、中小公庫が必要と認めるときは、1年を超え2年以内	預入期間1年の預入金額3百万円未満の定期預金の利率と預入金額3百万円以上1千万円未満の定期預金の利率との平均利率の2分の1に相当する利率(通常貸付利率)ただし、回収促進を目的とする貸付のうち特別貸付利率を適用するものについては、通常貸付利率から、0.25%低減した利率	期限一括弁済	
短期資金貸付	3ヵ月以内	通常貸付利率の80%又は年2%のいずれか低い利率	期限一括弁済	信用保証協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金

(注) 定期預金の利率とは、日本銀行が公表している、当該貸付日を含む1週間の平均年利率をいいます。

破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆様の金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証(中堅企業特別保証)についての保険を行うものです(平成10年12月業務開始)。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業

信用保険の対象とならない中堅企業の皆様に対しても信用保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている中堅企業の皆様の資金調達をバックアップしています。

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料(年)
破綻金融機関等関連特別保険	中堅事業者 ^(注)	事業資金	5億円	90%	0.40%
破綻金融機関等関連特別無担保保険	中堅事業者	事業資金(無担保)	1億円	90%	0.28%

(注) 資本金が5億円未満の会社(中小企業信用保険の対象となる「中小企業者」を除く。)のうち、政令で定める事業を行うものであって、破綻金融機関等と金融取引を行っていることにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、都道府県知事の認定を受けたものをいいます。

機械保険経過業務

平成15年4月、機械類信用保険法が廃止されたことに伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受を停止しており、現在は既に成立している保険関係

に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。